

不祥事を防ぐために

- 公務員は、全体の奉仕者であり、公務の遂行に当たっては、公正かつ中立でなければなりません。このような公務の遂行を実現するためには、職員が職務に専念することができる制度を整備する必要があることから、公務員には、その身分を保障する制度が設けられています。そのため、公務員は、法律及び法律に基づく条例で定める場合以外には不利益な処分を受けることはなく、懲戒処分や分限処分の事由及び種類は、法律や条例で定められています。

- 懲戒処分は、職員の義務違反に対し、その道義的責任を追及し、公務員関係の規律と秩序を維持することを目的とした処分です。

教職員の懲戒処分については、教育委員会決定により定めた「懲戒処分の指針」により、交通違反・事故、体罰、金銭事故などの標準的な事例について、免職、停職、減給、戒告などの処分例を示しています。

また、実際の処分に当たっては、非違行為の動機、態様及び結果の程度、故意又は過失の程度、児童生徒・保護者・道民等に与えた影響、職員の職責、本人の非違行為歴、過去の処分事例との均衡などを総合的に考慮の上、判断しています。

(交通事故・交通違反)

学校職員は児童生徒の交通安全教育に直接携わっており、交通違反・事故は決して許されないものであることを職員一人一人が自覚しなければなりません。

このうち、いわゆる交通三悪については、スピード違反のうち30km/hを超えるものは罰金刑が科せられる刑事処分であることを、また、飲酒運転や無免許運転は教職員個々の自覚により必ず避けられるものであることを、それぞれ、しっかり認識する必要があります。

特に、飲酒運転は、重大事故に結びつく恐れがある極めて悪質かつ危険な違法行為であり、教職員全体の信用を失墜させる行為ですから、「酒気帯び運転」より程度の重い「酒酔い運転」に至った場合は、原則として「免職」です。

また、飲酒運転に同乗した、あるいは飲酒を勧めた教職員に対しても「免職」又は「停職」という厳しい姿勢で臨んでいます。

(わいせつ行為)

わいせつ行為は、児童生徒、保護者や地域住民の学校への信頼を大きく損なうものですから、「停職」以上とするなど、厳正に処分しています。

特に、児童生徒に対するわいせつ行為は、児童生徒の健全な育成を阻害し、心を傷付けるものであり、学校教育の根幹にかかわる重大な問題ですから、「免職」という厳しい姿勢で臨んでいます。

(体罰)

体罰は、学校教育法第11条において厳に禁止されているものであり、児童生徒の人権や人格を侵害する行為として、いかなる理由があっても、絶対に許されないものであるという基本認識をしっかりと持つことが必要です。

また、体罰は、児童生徒や保護者の学校に対する信頼を著しく失墜させるばかりか、教師と児童生徒の人間関係を一瞬で壊してしまうものですから、体罰の方法や程度、人数、傷害の程度、悪質性、危険性、隠蔽や常習性等によっては「停職」以上とすることもあるという厳しい姿勢で臨んでいます。

(金銭事故)

公金やPTA会費などの保護者からの徴収金を担当する職員は、その取扱いについて批判や誤解を招かないよう、責任ある事務処理が求められているものですから、これらの金銭を横領、窃取した場合は、原則として「免職」としています。

- 「懲戒処分の指針」は、過去の処分例を参考に標準的な処分の量定を示したものであり、ここに記載した以外の非違行為についても、当然、懲戒処分の対象となります。